

四国中央市あったかなまちづくり活動支援事業審査会要綱

平成17年4月1日

告示第48号

(設置)

第1条 四国中央市における公益的な市民活動を対象に市が財政的に支援する四国中央市あったかなまちづくり活動支援事業の審査に関し、審査の公平性や透明化を図るため、四国中央市あったかなまちづくり活動支援事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審査会は、四国中央市あったかなまちづくり活動支援事業費補助金交付要綱(平成27年四国中央市告示第32号)に規定する補助金の交付に関し、別に定める審査基準に基づき、書類審査及び公開審査を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員8人以内で組織する。

2 審査会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 当該補助事業に関与しない公共的団体等が推薦する者
- (2) 広報委員及び自治会等が推薦する者
- (3) まちづくり活動の推進について見識を有する者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から翌年の3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、まちづくり活動支援担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月26日告示第60号)

この告示は、平成17年4月26日から施行する。

附 則(平成18年3月24日告示第25号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第46号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第52号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日告示第32号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。